



乗務員の「予備の月」での 「駅業務はふさわしくない」

—— 労働基準監督署からの判断

2022年3月ダイヤ改正から統括センターでは、乗務員は「〇〇統括センター」との名札を付けて、「融合と連携」の名の下で日替わりの乗務と駅業務となっています。国労千葉地本は、乗務員勤務制度から見て「乗務と駅業務が出来るのか?」という疑問があり、労基署に相談しました。

乗務員の勤務は
2種類あります



「交番の月」 (労働基準法
第32条の2)

「予備の月」 (労働基準法
第40条)

交番表に基づいて勤務指定される乗務員は、労基法第32条の2(1カ月単位の変形労働時間制)を適用し、1カ月単位で予備勤務を指定される乗務員は、労基法第40条(1カ月単位の変形労働時間制の例外 ※休憩の時間を与えないことができる)が適用されます。

労基法第40条の「予備勤務」を解釈した労働基準法施行規則第26条では、

【労働基準法施行規則第26条の趣旨 昭和29.6.29基発355号】

本条で「予備の勤務に就くもの」とは、列車、気動車又は電車の乗務員のうち交番表によって正規の業務につく者以外の者で、**いわゆる出勤予備又は自宅予備として一定期間待機の状態にあって、乗務員の不時の欠勤、臨時列車の運転等に際して随時乗務する者をいう。**

となっています。

このことから「予備の月」での「駅業務はふさわしくない」のです。

「予備の月」の乗務員は

待機予備のみにするべきだ!